



2025 年 9 月 1 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ケ ア ネ ッ ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 井 勝 博
(コード番号 2150 東証プライム)
問 合 せ 先 コーポレート本部長 佐 藤 寿 美
(TEL. 03-5214-5800)

会 社 名 Curie 1 株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 エゼキエル・ダニエル・アーリン

(訂正) Curie 1 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「Curie 1 株式会社による株式会社ケアネット株式（証券コード：2150）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正に関するお知らせ

Curie 1 株式会社は、株式会社ケアネットの普通株式に対する公開買付けに関する 2025 年 8 月 14 日付公開買付届出書(2025 年 8 月 25 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)について、金融商品取引法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を 2025 年 9 月 1 日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2025 年 8 月 13 日付「Curie 1 株式会社による株式会社ケアネット株式（証券コード：2150）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容が別添のとおり訂正されますので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、Curie 1 株式会社（公開買付者）が、株式会社ケアネット（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025年 9 月 1 日付「(訂正) Curie 1 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「Curie 1 株式会社による株式会社ケアネット株式（証券コード：2150）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正に関するお知らせ」

2025 年 9 月 1 日

各 位

会 社 名 Curie 1 株式会社

代表者名 代表取締役 エゼキエル・ダニエル・アーリン

(訂正) Curie 1 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「Curie 1 株式会社による株式会社ケアネット株式（証券コード：2150）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正に関するお知らせ

Curie 1 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 8 月 13 日、株式会社ケアネット（証券コード：2150、株式会社東京証券取引所プライム市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025 年 8 月 14 日より本公開買付けを開始しております。

今般、公開買付者が、2025 年 9 月 1 日付で、追加で、株式会社ケーエスケ（所有株式数：1,095,600 株、所有割合：2.61%）及び株式会社バイタルネット（所有株式数：1,043,600 株、所有割合：2.49%）との間で、これらの者が所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結したことに伴い、本公開買付けに係る公開買付届出書（2025 年 8 月 25 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を 2025 年 9 月 1 日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2025 年 8 月 13 日付「Curie 1 株式会社による株式会社ケアネット株式（証券コード：2150）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「本公開買付開始プレスリリース」といいます。）の内容を下記のとおり訂正いたしますので、以下のとおりお知らせいたします。なお、本訂正は、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義される買付条件等の変更ではありません。

記

I. 本公開買付開始プレスリリースの訂正

本公開買付開始プレスリリースについて、以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

（訂正前）

<前略>

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025 年 8 月 13 日付で、対象者との間で本取引に関し、公開買付契約（以下「本公開買付契約」といいます。）を締結しているほか、（i）対象者の筆頭株主である MIJ ヘルスケア 1 号投資事業有限責任組合（以下「MIJ ヘルスケア」といいます。）（所有株式数：6,736,000 株、所有割合：16.07%）との間で、公開買付応募契約書を、（ii）対象者の株主である株式会社ミレニアムパートナーズ（以下「ミレニアムパートナーズ」といいます。）（所有株式数：220,000 株、所有割合：0.52%）との間で、公開買付応募契約書を、並びに（iii）対象者の株主であり、MIJ ヘルスケアの無限責任組合員である株式会社メディカルインキュベータジャパン（以下「MIJ」といいます。）の代表取締役会長及びミレニアムパートナーズの代表取締役である秦充洋氏（以下「秦充洋氏」といいます。）MIJ ヘルスケア、ミレニアムパートナーズ及び秦充洋氏を総称して「本応募株主」といいます。）（所有株式数：180,000 株、所有割合：0.43%）との間で、公開買付応募契約書（以下、本応募株主との間で締結した公開買付応募契約書を総称して、以下「本応募契約」といいます。）をそれぞれ締結しており、本公開買付けが開始された場合、本応募株主が所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：7,136,000 株、所有割合の合計：17.03%）について本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、本公開買付契約及び本応募契約の概要については、本公開買付けに係る公開買付届

出書の「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「①本公開買付契約」及び「② 本応募契約」をご参照ください。

<後略>

(訂正後)

<前略>

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025 年 8 月 13 日付で、対象者との間で本取引に関し、公開買付契約（以下「本公開買付契約」といいます。）を締結しているほか、(i) 対象者の筆頭株主である MIJ ヘルスケア 1 号投資事業有限責任組合（以下「MIJ ヘルスケア」といいます。）（所有株式数：6,736,000 株、所有割合：16.07%）との間で、公開買付応募契約書を、(ii) 対象者の株主である株式会社ミレニアムパートナーズ（以下「ミレニアムパートナーズ」といいます。）（所有株式数：220,000 株、所有割合：0.52%）との間で、公開買付応募契約書を、並びに (iii) 対象者の株主であり、MIJ ヘルスケアの無限責任組合員である株式会社メディカルインキュベータジャパン（以下「MIJ」といいます。）の代表取締役会長及びミレニアムパートナーズの代表取締役である秦充洋氏（以下「秦充洋氏」といいます。）（所有株式数：180,000 株、所有割合：0.43%）との間で、公開買付応募契約書をそれぞれ締結しております。その後、公開買付者は、2025 年 9 月 1 日付で、(iv) 対象者の株主である株式会社ケーエスケー（以下「ケーエスケー」といいます。）（所有株式数：1,095,600 株、所有割合：2.61%、以下「応募合意株式（ケーエスケー）」といいます。）との間で、公開買付応募契約書（以下「本応募契約（ケーエスケー）」といいます。）を、(v) 対象者の株主である株式会社バイタルネット（以下「バイタルネット」といい、バイタルネット、MIJ ヘルスケア、ミレニアムパートナーズ、秦充洋氏及びケーエスケーを総称して「本応募株主」といいます。）（所有株式数：1,043,600 株、所有割合：2.49%、以下「応募合意株式（バイタルネット）」といいます。）との間で、公開買付応募契約書（以下「本応募契約（バイタルネット）」といい、本応募株主との間で締結した公開買付応募契約書を総称して、以下「本応募契約」といいます。）をそれぞれ締結しております。なお、本公開買付契約及び本応募契約の概要については、本公開買付けに係る公開買付届出書の「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「①本公開買付契約」及び「② 本応募契約」をご参照ください。

<後略>

以 上

【勧誘規制】このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【米国規制】本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準に則って行われますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能である内容とは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員も米国居住者ではないため、米国の証券法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。本公開買付けに関する全ての手続は、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条(b)の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト（又はその他の開示方法）において、英文で開示が行われます。

【将来に関する記述】このプレスリリースには、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何らお約束するものではありません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。